

令和4年矢板市議会定例会

第383回定例会議

提出議案説明書

令和4年12月

矢 板 市

提出議案説明書

令和4年矢板市議会定例会第383回定例会議に提出いたしました議案について、提案の理由を御説明申し上げます。

今回の定例会議に提出いたしました議案は、補正予算6件、条例の制定1件、条例の全部改正1件、条例の一部改正8件及びその他1件の計17件であります。

議案第1号 令和4年度矢板市一般会計補正予算（第7号）については、歳入歳出にそれぞれ9億4,600万円を追加計上し、予算総額を156億2,710万円に補正しようとするものであります。

以下、その概要につきまして、歳出から御説明申し上げます。

総務費におきましては、財政管理費、財産管理費、企画調整費等に係る経費を追加計上いたしました。

民生費におきましては、障害者総合支援事業、医療助成事業、児童福祉援護事業等に係る経費を追加計上し、後期高齢者医療費及び介護保険特別会計繰出金に係る経費を減額いたしました。

衛生費におきましては、健康づくり事業及び予防費に係る経費を追加計上いたしました。

土木費におきましては、道路橋りょう総務管理費に係る経費を追加計上いたしました。

教育費におきましては、小・中学校一般管理費に係る経費を追加計上いたしました。

また、職員給与費等につきましても、令和4年人事院勧告に伴う給料、期末手当及び勤勉手当の増額を行ったほか、その他職員手当等の調整を行いました。

以上が歳出補正予算の概要であります。これらに係る財源につきましては、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰越金及び諸収入を追加計上し、繰入金を減額いたしました。

あわせて、債務負担行為につきましても、所要の補正をしようとするものがあります。

議案第2号 令和4年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出からそれぞれ6,801万1千円を減額し、予算総額を31億8,372万5千円に補正しようとするものであります。

歳入には、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金を減額いたしました。歳出には、総務費、地域支援事業費及び基金積立金を追加計上し、保険給付費を減額いたしました。

議案第3号 令和4年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出にそれぞれ51万5千円を追加計上し、予算総額を37億2,474万3千円に補正しようとするものであります。

歳入には、繰入金を追加計上いたしまして、歳出には、総務費及び保健事業費を追加計上いたしました。

議案第4号 令和4年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出にそれぞれ3,540万円を追加計上し、予算総額を4億7,110万円に補正しようとするものであります。

歳入には、後期高齢者医療保険料及び繰越金を追加計上いたしまして、歳出には、総務費及び後期高齢者医療広域連合納付金を追加計上いたしました。

議案第5号 令和4年度矢板市水道事業会計補正予算（第3号）については、収益的収入及び支出における収入において、特別利益を2,070万7千円増額し、水道事業収益総額を9億5,068万6千円に、収益的収入及び支出における支出において、営業費用を42万1千円、営業外費用を310万円増額し、水道事業費用総額を7億3,370万円に、資本的収入及び支出における収入において、負担金を1,460万円増額し、資本的収入総額を8,560万円に、資本的収入及び支出における支出において、建設改良費を20万円増額し、資本的支出総額を5億4,000万円に補正しようとするものであります。

議案第6号 令和4年度矢板市下水道事業会計補正予算（第2号）については、収益的収入及び支出における支出において、営業費用を120万円増額し、下水道事業費用総額を6億8,290万円に補正しようとするものであります。

議案第7号 矢板市景観条例の制定については、景観法及び矢板市景観計画の施行に関する委任事項並びに本市の景観形成を推進するために必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第8号 矢板市職員の定年等に関する条例の全部改正については、地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入について、所要の整備を行うため、条例の全部を改正するものであります。

議案第9号 矢板市行政組織条例の一部改正については、組織の変更に伴い、所

要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第10号 矢板市印鑑条例の一部改正については、印鑑登録証明書等から性別欄を廃止することに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第11号 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第12号 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について及び議案第14号 矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正については、令和4年人事院勧告により国の一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたことに伴い、国に準じた改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第13号 矢板市職員の給与に関する条例等の一部改正等については、地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴い、職員の定年の引上げ等について、所要の整備を行うため、条例の一部を改正等するものであります。

議案第15号 矢板市立図書館設置条例の一部改正については、開館時間を変更し資料整理日を設定することに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第16号 矢板市子ども医療費助成に関する条例の一部改正については、医療費助成の現物給付の対象を未就学児から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大することに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を

改正するものであります。

議案第17号 矢板市立図書館の指定管理者の指定については、公の施設の指定管理者の指定について、法の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

参 考 地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 第1項から第5項まで省略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

以下省略

以上が、本定例会議に提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、議決されますようお願いいたします。